

ある冤罪事件をとおして

就職難で、就職できずに打ちひしがれて実家に帰ろうかと思っていたときに
入った現在の事務所。拾ってもらった恩を日々感じながら、5年目を迎えた。

入所時に先輩事務員から「冤罪事件の支援をやってみないか」と言われ、何も
わからない中、冤罪事件の支援が始まった。

法律事務所職員

柴田 健

弁護士と被告人・その家族との間で

なぜ、一法律事務員が冤罪事件の支援をやるのか
というと、弁護士がその冤罪事件の弁護団の一人だ
ったということと、先輩事務員が支援団体の中心人物だ
ったということも要因の一つだった。

この冤罪事件というのは、2005年にJR横浜線
町田駅で起こった町田痴漢冤罪事件のことで、当時
数ある痴漢冤罪事件の一つだった。

支援活動というのは、事務所に入所した時には事件
の目撃者探しやビラ配り、裁判傍聴などをやりその後、
無罪を求める署名活動など、被告人が無罪であることを
確信しないとあまりできない活動だ。

私は、支援者として活動するだけではなく、あると
きは事務員として弁護士と被告人の間に立ち弁護士に
は言えない愚痴を聞いたり、意見を提案したりと潤滑
油の役割を少しでもできたこと、そして刑事事件の弁
護人と被告人という普段の仕事の中であまり関わるこ
とのできない中に関われたこの経験は、とても意義の
あることだと感じている。

結局、この町田痴漢冤罪事件は、2008年12月9
日最高裁で上告棄却となり、1年6ヶ月の実刑判決と
いう大変重い判決となった。被告人は、2009年7月
23日収監となり、支援活動は被告人本人から家族の
支援へと変わっていった。現在は、月1回程度家族と
一緒に面会に行くなどの支援をしている。

刑事裁判の厳しさ

私はこの冤罪事件をとおして、刑事裁判の厳しさ・
理不尽さを感じた。

この事件の被告人からの話で、密室の中でやっても
いない事件をお前がやったんだろうと自白を強要され、
あたかも本当はやってしまったのではないかという気持
ちになってしまうのだと聞いて、日弁連HPに謳われ
ているように「取調べの可視化」が本当に必要だと思
っている。また、警察・検察が持っている証拠の全面
開示というのも、冤罪事件を防ぐ上で必要なことだ
と思っている。

支援活動をやっていたこともあり、痴漢冤罪事件を
題材にした映画「それでもボクはやってない」の監督
周防正行氏とお会いする機会があった。周防監督とお
話しして思ったことは、この事件は私を含め電車に乗
る全ての人たちに起こりえる事件だということだ。その
全ての人たちに、この刑事裁判の理不尽さが押し掛か
ってしまうと思うと、「取調べの可視化」と「証拠の
全面開示」は一刻も早く実現させてもらいたい課題だ。

* * *

「ある法律事務所職員の体験から」ということで、
このようなことを書かせていただいたが、とても事務
員の体験原稿とは思えない内容で申し訳ないと思うが、
先輩の一言からあまり経験できないことをこの5年の
間にやらせていただいたということを書きたいと思った
ので、ご容赦願いたい。